(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大阪府泉佐野市

泉佐野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 生活産業部 農林水産課 農水係所 在 地 大阪府泉佐野市一丁目 1 番 1 号電 話 番 号 072-463-1212 F A X 番 号 072-464-9314 メールアドレス nousui@city.izumisano.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、カワウ <mark>、</mark> シカ
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	泉佐野市(全域)

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

自獣の揺籾	被害の実績		
鳥獣の種類	品目	被害数値	
イノシシ	水稲・野菜類・果樹	0.91ha 1,181千円	
アライグマ	野菜類	0.06ha 125千円	
カワウ	淡水魚	被害面積、被害金額は 未定	
シカ	水稲・野菜類・果樹	被害面積、被害金額は 未定	

(2)被害の傾向

イノシシについては、平成23年度鳥獣被害防止総合対策として、大木地区・土丸地区に金属柵、電気柵の設置を行い、両地区での農作物被害が激減した。設置地区での金属柵、電気柵の点検、見回り、整備及び修理作業が徹底されておりイノシシの侵入を防いでいる。しかしながら、依然として予断を許さない状況には変わりなく、徹底した点検や見回りなどの侵入防止策の継続と、侵入した個体に対しては、猟友会の協力を得ながら被害減少に努めていくことが必要である。

また、アライグマは平成16年に初めて捕獲されて以来、平成18年には年間捕獲頭数が100頭に達した。以降、捕獲頭数は減少していたものの近年、捕獲頭数は増加傾向にあり、これは、農村地域から市街化地域へ生息地の拡大によるもので、平成30年度には、十数年ぶりに100頭以上が捕獲された。また、農作物食害の他、家屋被害も多く報告されている

カワウについては、ねぐら(生息箇所)が市内において確認されている。被害は、ため池における養魚の捕食等であり、平成18年に実施した胃物調査からも、その約9割が淡水魚という結果が出ている。その後も被害は拡大を続け、養魚の出荷に甚大な影響を及ぼし、生息地周辺の自然環境の悪化も懸念されている。平成24年以降淡水魚業協同組合員の要望により、捕獲実施を見合わせているが、泉ヶ丘新池周辺ではカワウの大量発生により、環境被害が出ており、地元町会等で対策を進めている。

シカについては、令和2年に市内で初めて捕獲されており、今後は農作物への被害拡大が予想される。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和6年度)	
イノシシ面積	0. 91ha	0. 8ha	
イノシシ金額	1, 181 千円	1,042 千円	
アライグマ面積	0. 06ha	0. 04ha	
アライグマ金額	125 千円	100 千円	
カワウ数量	被害面積、被害金額は不明	被害面積、被害金額は不明	
カワウ金額			
シカ面積	被害面積、被害金額は不明	被害面積、被害金額は不明	
シカ金額	恢吉山惧、恢吉並領は 个 明 		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	一番してとに放口防止が来	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	・平成23年度・平成27年	・猟友会会員の高齢化に伴う捕獲
に関す	度に国の鳥獣被害防止総合対	の担い手の減少。
る取組	策を活用し、イノシシ用捕獲	・農業者の高齢化等に伴う里山
	艦3基アライグマ用捕獲艦1	の荒廃。
	O基を導入して、イノシシと	・イノシシ被害により、耕作を
	アライグマの捕獲に努めた。	放棄した圃場での耕作再開。
	・猟友会による有害鳥獣であ	
	るイノシシの捕獲	
	・アライグマ捕獲檻の貸出によ	
	り捕獲に努めた。	
防護柵	・国、市の事業を活用し平成	・防護柵の設置地域において施設
の設置	23年度にイノシシ侵入防止	管理、点検を定期的に行い、地元
等に関	柵設置(総延長距離15.5km、	と協力しながら、イノシシの侵入
する取	受益面積26.7ha)	を防ぎ農作物被害を軽減してき
組	・被害地区に対する補助事業	たが、草が伸びる季節では電気柵
	の案内	の整備期間の間隔を考慮し、電気
	・農家個人での防護柵の設置	柵が有効に作動するように地元
		との連携をより強めなければな
		らない。
生 息 環	・捕獲檻の貸出の際に鳥獣の習	・増加する鳥獣被害に対する対応
境管理	性についての情報の普及	策を地元住民とより共有しなけ
その他		ればならない。
の取組		

(5) 今後の取組方針

農業者等の生産意欲低下につながりかねない獣害は、その影響を考える と早急に対策を講じ軽減していかなければならない。

これまでの個人による対処法的な被害防止対策は、今日の有害鳥獣生息数の増加からして被害箇所を周辺へ移動させるに過ぎない。抜本的な解決には地域が一体となった取組が必要不可欠であり、引き続き事業を活用し、総合的かつ先進的な取組を実施できるよう地域を誘導していく。とりわけイノシシ被害については人身被害も懸念されるため、猟友会や被害防止対策協議会との連携を強化し、有害捕獲等に取組む。また、地域の協力を得た捕獲体制の強化を図り、広域な防護柵を設置するなどして被害の軽減を図っていく。

また、アライグマ、カワウによる家屋被害や環境被害も増加傾向であり、今後、農作物被害への増加につながりかねないため、早急な防護対策の検討が必要である。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

イノシシについては、大阪府猟友会泉佐野支部を中心とした有害鳥獣捕獲を継続実施するとともに、新規資格取得者を含めた捕獲従事者の確保、育成に努め、また地域の協力を得た捕獲体制の強化を図る。

アライグマについては、広く農業者に捕獲檻を貸し出し、更なる捕獲を 目指す。

カワウについては、平成24年度以降淡水魚業協同組合員より、捕獲実施 を見合わせている。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	イノシシ	国、府、市の事業を活用し、箱わなの導入を推 進するなど、積極的に適正な個体数の調整に取り 組む。
令和 4 年 ~	アライグマ	農業被害者に捕獲檻の貸出を行い、捕獲を進め る。
令和6年	カワウ	平成24年度以降淡水魚業協同組合員からの要望により、捕獲実施を見合わせているが、泉ヶ丘 新池周辺ではカワウの大量発生により、環境被害
		が出ており、地元町会等で対策を進めていく。

猟友会との協力により対策を進めていく。

シカ

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

・イノシシ

大阪府特定鳥獣保護管理計画に基づき、適正な捕獲を実施する。

・アライグマ

大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、年間を通して捕獲檻を貸出 し、可能な限り捕獲を行う。

・カワウ

捕獲実施を見合わせており対応は検討中である。

・シカ

猟友会との協力により対策を検討中である。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
为 多局部	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	5 0 頭	5 0 頭	5 0 頭
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カワウ	1 0 羽	1 0 羽	10羽
シカ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容

イノシシについては、猟友会が安全対策に配慮し、箱わなの設置による有害鳥獣捕獲を実施する。捕獲時期については、猟期にかかわらず委託契約を締結し1年間を通し捕獲を行う。

アライグマについては、農業被害者に対し、捕獲檻の貸出しをすることに より、年間を通して捕獲を実施する。

カワウについては、捕獲実施を見合わせており対応は検討中である。

シカについては、猟友会との協力により対策を検討中である。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
泉佐野市	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、
(平成19年4	ニホンザル、イタチ(メス)
月権限委譲済)	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

分 名自附		整備内容	
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	防護柵の設置地域にお	防護柵の設置地域にお	防護柵の設置地域にお
	いて施設管理、点検を	いて施設管理、点検を	いて施設管理、点検を
	定期的に行い、地元と	定期的に行い、地元と	定期的に行い、地元と
	協力しながら、イノシ	協力しながら、イノシ	協力しながら、イノシ
	シの侵入を防ぎ農作物	シの侵入を防ぎ農作物	シの侵入を防ぎ農作物
	被害の軽減に努める。	被害の軽減に努める。	被害の軽減に努める。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ	・捕獲檻の貸出の際に鳥獣の習性及び寄付かない
	アライグマ	ための環境管理等についての情報の普及
令和5年度	イノシシ	・捕獲檻の貸出の際に鳥獣の習性及び寄付かない
	アライグマ	ための環境管理等についての情報の普及
令和6年度	イノシシ	・捕獲檻の貸出の際に鳥獣の習性及び寄付かない
	アライグマ	ための環境管理等についての情報の普及

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
大阪府環境農林水産部動物愛護畜産	獣害対策に係る助言・指導
課野生動物グループ	

大阪府泉州農と緑の総合事務所	獣害対策に係る助言・指導
泉佐野警察署	周辺住民の安全確保
泉佐野市	周辺住民への周知活動
	大阪府と猟友会への連絡
大阪府猟友会泉佐野支部	有害鳥獣捕獲駆除

(2)	緊急	時の	油	休制
(_	,	- **	. 山立 ひょ	儿子水市	1/4/ Mil

(=) N() (() () () () () ()		
別紙参照		

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、埋却処理を行っている。 アライグマについては、大阪府アライグマ対策連絡協議会による指導 のもと安楽死処置を行った後、焼却処分を行っている。

- 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項
- (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他	
(油脂、骨製品、角	
製品、動物園等で	
のと体給餌、学術	
研究等)	

(2)	処理加工施設の取組			

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 泉佐!	佐野市鳥獣被害防止対策協議会			
構成機関の名称	役割			
① 大阪泉州農業協同組合	被害対策への誘導、協議会運営関連事			
② 大阪府農業共済組合南部支所	項			
③ 大阪府猟友会泉佐野支部	農作物被害状況の確認、対策支援			
④ 泉佐野市農業委員会	有害鳥獣捕獲駆除、狩猟者の育成			
⑤ 泉佐野市林業振興協議会	被害状況の把握、被害対策の普及啓発			
⑥ 泉佐野市土地改良事業団体連	絡 被害状況の把握、被害対策の普及啓発			
協議会	被害状況の把握、被害対策の普及啓発			
⑦ 泉佐野地区実行組合長協議会	被害状況の把握、被害対策の普及啓発			
⑧ 大阪府泉州農と緑の総合事務所	獣害対策に係る助言・指導			
⑨ 泉佐野市	獣害対策に係る助言・協議会事務局			
⑩ 鳥獸対策地元代表	農作物被害状況の確認、対策支援			

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大阪府環境農林水産部	情報提供、指導助言
動物愛護畜産課	
大阪府環境農林水産部水産課	情報提供、指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|鳥獣被害対策実施体は設置していない。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲体制の充実及び侵入防止柵の設置と地域住民一人ひとりの被害対策への意識を高め、餌場や隠れ家となる耕作放棄地の刈り払い等の環境整備に取り組む。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲体制の充実及び侵入防止柵の設置と地域住民一人ひとりの被害対策への 意識を高め、餌場や隠れ家となる耕作放棄地の刈り払い等の環境整備に取り組 む。